

# 廃重電機器等の取り扱いについて

## ◇◇絶縁油中のPCB分析はお済ですか？◇◇

### 微量 PCB 汚染廃電気機器等の取り扱い

平成14年7月、PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが多数存在することが明らかになりました。

これを受け環境省では、微量のPCBに汚染された絶縁油の混入の可能性が完全に否定できないとされる変圧器等が廃棄物となった場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の取り扱いについて、次のように示されています(平成16年2月17日 環産産発040217005号)。

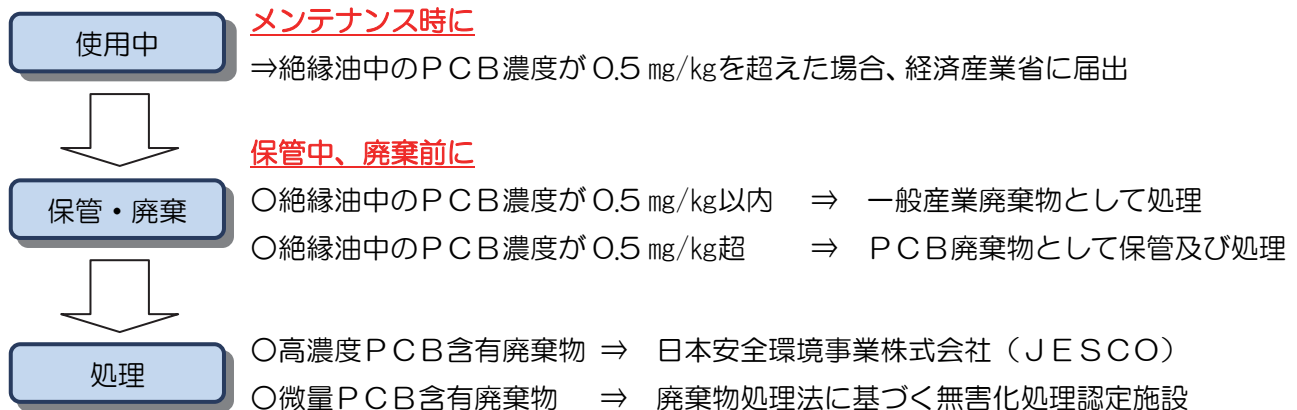


1. 産業廃棄物処理業者にあつては、廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対して、PCB 混入の可能性の有無について確認すること。当該廃重電機器等について、PCB の混入が確認された場合には、PCB 廃棄物として適正に処分すること。
2. 廃油若しくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、上記1.の通り PCB 混入の可能性の有無について確認すること。

◎ PCB 混入の可能性の確認方法としては、

- ① 重電機器等の製造者の PCB 混入なしの証明書
- ② 廃重電機器等の PCB 濃度測定結果 (0.5 mg/kg以下は PCB 廃棄物に該当しません)

◎ 重電機器の主な PCB 混入の把握のタイミングとしては、



\*PCB の混入が確認された場合には、有償無償を問わず譲渡禁止です。

お問い合わせ先 営業担当：

TEL 0120-01-2590 (フリーダイヤル)

